



慰謝料請求訴訟の根拠となる事象について

正確に把握し、クライアントと相手方に
説得力の高い説明・主張ができる!



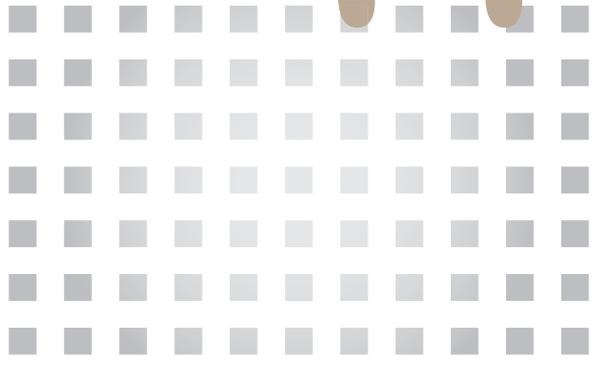
不貞行為 裁判例集

慰謝料請求の根拠となる
事象を正確に捉え、
納得できる解決へ導く

[著] 中里和伸

77

第一法規



不貞行為 裁判例集 77

慰謝料請求の根拠となる事象を正確に捉え、
納得できる解決へ導く

中里 和伸 著

[体裁] A5判 / 392頁

[定価] 5,500円 (本体:5,000円+税10%)

Features 01

不貞行為に関し、慰謝料
請求訴訟の根拠となる事象を
正しく理解できる唯一の書!



Features 02



リーディングケースとなる
77の裁判例を掲載!
類似事案の
裁判所の判断まで言及!

Features 03

各判例ごとに「事案の概要」
「争点」「裁判所の判断」に
ついて整理。裁判例の位置付けや
意義を明らかにした「解説」から
実務上の指針を示す1冊!



7. 性的サービスと不貞行為

東京地判令和3・1・18令和2年(ワ)11027号公判物未登録
[29062313]

事案の概要

- ① Xは、平成2年11月4日、Aと結婚した。
- ② Xは、現在、Aと別居している。
- ③ Yは、風俗店で働いていた女性である。
- ④ Aは、同29年12月22日、初めて「Z」というホテルヘルス店(以下「本件店舗」といふ)を訪れ、本件店舗従業員であるYを指名した。
- ⑤ このとき、AとYは対面であった。とは、同日中に、本件店舗から指定されたホテルの一室へ入り、その後ホテルを訪れたYから、手淫及び口淫等の性的サービスを受けた。
- ⑥ Aは、同30年1月9日又は同月10日、再び本件店舗を訪れてYを指名し、上記と同様に性的サービスを受けた。

争点

上記Xの主張に対して、Yは、「YがAと性交渉をしたことは否認する。……本件店舗は、性的サービスのみを提供する業態であり、Yはその従業員である。Yは、本件店舗における接客業務として、客に対し、性的サービスを提供していた。……Yは、本件店舗のサービスを受けたAとの接触で客員が風俗店であることを知った。したがって、Yは、本件店舗のサービス実施時点においては、Aが風俗店であることを認識を有しており、Xの権利を侵害することに対する故意過失はない。……[B]は、平成30年5月頃、Aが経営する会社に対し、194万円000円を現金した」と反論した。

裁判所の判断

まず、本件におけるA・Y間の性交渉の有無については、本裁判例は下記のとおり判断しこれを認めた。

Aが、本件店舗のサービスの際にYと性交渉を行ったことを明確に認め、その状況を詳細に述べており……。Aが、敢えてYと性交渉を行った旨の偽造を述べ合理的な理由を見出し難いこと。……Yは本

裁判所の判断

裁判所は、Yの不貞行為責任を認めため、下記のとおり判断し、Xの請求を棄却した。

……XがYに送致したメール中に、Aが慰謝料として130万円をXに支払った旨の記載があること、Xは、自との電話でのやり取りにおいて、Aが130万円の慰謝料を既にXに支払っている旨を述べていることによれば、共同不貞行為者であるAが、Xに対し、不貞行為の慰謝料として130万円を支払った事実を推認することができる。そして、X及びAは、尋問が予定されていた第2回口頭弁論期日に出席せず、本件全額払っても、YとAとの不貞行為によりXに130万円を超える損害が生じたことは立証されていない。……よって、Xの請求は、理由がないからこれを棄却することとする。

解 説

本件では、A・Y間の不貞行為についてYのXに対する不法行為責任が認められている。他方で、AがXに対して慰謝料130万円を支払っている。そうすると、Xとの関係で共同不法行為者となったAがXに対して弁済している以上、その効果はYにも及ぶことになる(弁済の相対効果)。仮に、YがXに対して負担すべき慰謝料の額が130万円を超えていれば、その超過部分について、YはXに対して賠償義務を負うことになるが、裁判所はその慰謝料額が130万円を超えてはと判断していない。したがって、A・Y間の不貞行為には不法行為が成立するものの、AがXに対して130万円を支払ったことにより、Yもまた責任を負えることになる。ただし、支払を行ったAがYに対して求償権を行使することは可能であるが、これはAとYとの関係であり、Xには関係ないということになる。

判 例 集 神 所 判 決

なお、この「弁済の相対効果」については、東京地判令和元・12・18平成31年(ワ)1418号公判物未登録(29058388)も次のとおり判断し、Xの請求を棄却した。「YとAは、不貞行為について共同不法行為の關係にあるから、Y及びAがXに対して負う賠償義務額は、おのづから共同不法行為者の關係にあることから、当事者間において、少なくともYがXに5万円を弁済したとき、AがXに200万円を弁済したことに依らない。そうすると、Xは、既にYとの関係で弁済賠償請求権の全部について償填を受けたものと認められる。」

また、AとYとの責任割合については、東京地判令和3・3・16令和元年(ワ)33046号公判物未登録(29063867)が次のとおり判断しており争点になる。「YとAの不貞関係は、もともとAがYの上場会社において、違法なセクハラハラスメント行為を行い、内縁関係を持ったことから発展したものであるが、Aも、Yとの内縁関係を解消することから発覚したものであると認め、本件和解においてXに対し謝罪しているものもあり、こうした経緯や事情を踏まえ、共同不法行為に当たるYとAのXに対する不貞行為の責任割合は、Yが10%、Aが90%と認めるのが相当である。」

31. 示談成立後の弁済とその充当関係

東京地判令和3・10・22令和元年(ワ)30119号公判物未登録
[29067340]

事案の概要

- ① X(平成4年生、女性)とA(同3年生、男性)は平成28年7月25日、婚姻し、同29年に長男B(以下「B」といふ)が出生し、同30年8月28日、Bの養育費をXと定めて離婚した。
- ② XとY(同4年生、女性)は、いずれもa看養科の出身で、同25年3月に看養科を卒業し、b病院に看護士として就職した。b病院には両名のほかにも共通の知人らが3人程度就職していた。Yは、Xを含む看護科の同

目次

はしがき 凡 例

第1章 不貞訴訟の歴史

- 1 夫貞操義務判決

第2章 不貞訴訟の保護法益

- 2 不貞訴訟における保護法益

第3章 不貞行為の意味

- 3 自然の愛情と不貞行為
- 4 人工授精は不貞行為か
- 5 二股行為は不貞行為(違法行為)か
- 6 いわゆる「枕営業」は不貞行為か
- 7 松久和彦「不貞行為の相手方に対する慰謝料請求権」
- 8 性的サービスと不貞行為
- 9 駆け落ちと不貞行為
- 10 愛情を含むメールの送信と不法行為の成否①
- 11 愛情を含むメールの送信と不法行為の成否②
- 12 不貞行為と性的不能

第4章 相姦者の過失の有無

- 12 過失の有無①
- 13 過失の有無②

第5章 不貞行為と結果との因果関係

- 14 因果関係の不存在①
- 15 因果関係の不存在②
- 16 Aとの婚姻関係破綻後に不貞行為を知った場合と不法行為の成否

第6章 不貞行為の強要と不法行為の成否

- 17 Aによる不貞行為の強要と不法行為の成否①
- 18 Aによる不貞行為の強要と不法行為の成否②

第7章 権利の濫用

- 19 権利濫用

第8章 婚姻関係破綻の抗弁

- 20 婚姻関係破綻の抗弁①
- 21 婚姻関係破綻の抗弁②
- 22 婚姻関係破綻の認定と子の存在
- 23 婚姻関係破綻の認定と性交渉の不存在
- 24 婚姻関係破綻の抗弁と特段の事情

第9章 保護されるべき婚姻関係

- 25 婚約と不貞行為
- 26 内縁の不当破壊

第10章 免除の抗弁

- 27 XA間の離婚給付と不貞慰謝料との関係①
- 28 XA間の離婚給付と不貞慰謝料との関係②
- 29 免除の効力

第11章 弁済の抗弁

- 30 配偶者による弁済
- 31 示談成立後の弁済とその充当関係

第12章 消滅時効等の抗弁

- 32 消滅時効の起算点
- 33 不貞訴訟と除斥期間

第13章 不貞行為と損害賠償の範囲

- 34 治療費等を損害として請求できるか
- 35 調査費用を損害として請求できるか
- 36 子による(不貞)慰謝料請求の可否
- 37 不貞行為に基づく離婚慰謝料請求の可否

第14章 不貞慰謝料の算定要素と方法

- 38 不貞慰謝料の算定と不貞行為の継続
- 39 不貞慰謝料の算定と婚姻期間の長短
- 40 AのYに対する経済的給付と慰謝料額との関係
- 41 生活費不支給と不貞慰謝料
- 42 不貞慰謝料の算定における謝罪の有無
- 43 不貞行為の場所
- 44 不貞行為と自殺未遂①
- 45 不貞行為と自殺未遂②
- 46 離婚後の事情と不貞慰謝料
- 47 不貞行為を知った時期と慰謝料額との関係①
- 48 不貞行為を知った時期と慰謝料額との関係②
- 49 不貞行為と不合理な弁済
- 50 過失相殺の主張の可否

第15章 加害配偶者と 不貞相手の責任の軽重

- 51 不貞行為者と相姦者の法的責任の異同・軽重①
- 52 不貞行為者と相姦者の法的責任の異同・軽重②
- 53 不貞行為者と相姦者の法的責任の異同・軽重③

第16章 不貞訴訟における立証(証拠)

- 54 不貞慰謝料請求訴訟における不貞行為の証拠①
- 55 不貞慰謝料請求訴訟における不貞行為の証拠②
- 56 不貞慰謝料請求訴訟における不貞行為の証拠③
- 57 不貞慰謝料請求訴訟における不貞行為の証拠④
- 58 調査報告書の信用性
- 59 不貞行為の立証・供述の信用性
- 60 不貞行為の不存在
- 61 陳述書の信用性

第17章 違法収集証拠

- 62 違法収集証拠①
- 63 違法収集証拠②
- 64 違法収集証拠③

第18章 不貞行為と示談

- 65 示談契約の有効性
- 66 示談金と違約金
- 67 合意書と公序良俗

第19章 不貞当事者以外の者の責任

- 68 使用者責任
- 69 探偵会社の行った不貞調査が不法行為となるか
- 70 不貞相手の父は不法行為責任を負うか

第20章 不貞行為に起因する別の紛争

- 71 不貞相手の不穏当な発言と不法行為の成否
- 72 実子ではない子の養育費の返還請求の可否
- 73 同棲差止請求の可否
- 74 不貞行為と謝罪公告
- 75 訴訟提起自体が不法行為となるか

第21章 不貞相手の貞操権侵害訴訟

- 76 貞操権侵害に基づく慰謝料請求の可否
- 77 性的自己決定権の侵害

参考文献
事項索引
判例索引
著者略歴

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

書名	価格	部数
不貞行為裁判例集77 ～慰謝料請求の根拠となる事象を正確に捉え、納得できる解決へ導く～ [095992]	定価5,500円(本体5,000円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
ご住所

事務所名 公用 私用

フリガナ 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
ご氏名 TEL 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
様 印 E-mail 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印